

令和5年度第1回朝霞市子ども・子育て会議 次第

日 時：令和5年7月6日（木）
午後2時から午後4時まで
場 所：朝霞市民会館（ゆめぱれす）
201会議室

1 開 会

2 朝霞市子ども・子育て会議委員委嘱

3 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) こども基本法の概要について
- (3) 子ども・子育て会議及び部会の運営について
- (4) 第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- (5) その他

4 閉 会

朝霞市子ども・子育て会議 委員名簿
 (任期：令和5年7月6日～令和7年3月31日)

定数25人以内

区分	選出団体等	氏名
第1号 知識経験を有するもの 【4名】	1 東洋大学	嶋崎 博嗣
	2 十文字学園女子大学	鈴木 晴子
	3 公益財団法人21世紀職業財団	山谷 真名
	4 小中学校校長会	小林 美加
第2号 保護者 【5名】	5 公営保育園保護者	新井 智美
	6 民営保育園保護者	田島 由華
	7 幼稚園保護者	鈴木 厚子
	8 朝霞市保護者代表連絡会	菅原 慎也
	9 朝霞市放課後児童クラブ連絡協議会	坂本 彩香
第3号 子ども・子育て支援に 関する事業に従事するもの 【4名】	10 朝霞市社会福祉法人民間保育園連絡協議会	金子 雅美
	11 東上地区私立幼稚園協会朝霞支部	佐藤 順興
	12 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会	川合 義和
	13 朝霞地区福祉会みつばすみれ学園	岡部 利枝
第4号 公募による市民 【2名】	14 公募市民	神部 陽一
	15 公募市民	獅子倉 賢治
第5号 その他 【10名】	16 朝霞市議会議員	本田 麻希子
	17 朝霞市民生委員児童委員協議会(主任児童委員)	宮永 純子
	18 連合埼玉朝霞・東入間地域協議会	藤田 勇
	19 NPO法人なかよしねっと	安孫子 陽子
	20 子育て関連団体【子どもの遊び】 (朝霞市子ども会連合会)	渡邊 俊夫
	21 子育て関連団体【青少年健全育成】 (朝霞市青少年育成市民会議)	金子 和人
	22 子育て関連団体【児童養護】 (朝霞地区里親会)	江川 千佳子
	23 子育て関連団体【地域子育て】 (あさか子育てネットワーク：多文化子育ての会ばんびーに)	喜多 陽子
	24 子育て関連団体【子どもの居場所・貧困対策】 (子どもの居場所ネット：あさかみらいこども食堂)	吉村 智代
	25 子育て関連団体【児童館利用・多胎児サークル】 (児童館利用団体：にこにこサークル)	鶴田 美樹

朝霞市子ども・子育て会議委員 部会名簿 (案)

(任期：令和5年7月6日～令和7年3月31日)

部会	選出団体等	氏名	区分
保育園等運営検討部会 (7名)	十文字学園女子大学	鈴木 晴子	1号
	朝霞市小中学校校長会	小林 美加	1号
	公営保育園保護者	新井 智美	2号
	朝霞市放課後児童クラブ連絡協議会	坂本 彩香	2号
	東上地区私立幼稚園協会朝霞支部	佐藤 順與	3号
	朝霞市青少年育成市民会議	金子 和人	5号
	朝霞市民生委員・児童委員協議会	宮永 純子	5号
保育園等利用者負担検討部会 (7名)	公益財団法人21世紀職業財団	山谷 真名	1号
	幼稚園保護者	鈴木 厚子	2号
	朝霞市社会福祉法人民間保育園連絡協議会	金子 雅美	3号
	朝霞地区福祉みつばすみれ学園	岡部 利枝	3号
	朝霞市地区里親会	江川 千佳子	5号
	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会	藤田 勇	5号
	子ども会連合会	渡邊 俊夫	5号
子ども・子育て支援事業計画部会 (11名)	学校法人東洋大学	嶋崎 博嗣	1号
	民営保育園保護者	田島 由華	2号
	朝霞市保護者代表連絡会	菅原 慎也	2号
	朝霞市社会福祉協議会	川合 義和	3号
	公募市民 (審議会等の公募委員候補者名簿)	神部 陽一	4号
	公募市民 (審議会等の公募委員候補者名簿)	獅子倉 賢治	4号
	朝霞市議会議員	本田 麻希子	5号
	NPO法人なかよしねっと	安孫子 陽子	5号
	あさか子育てネットワーク	喜多 陽子	5号
	子どもの居場所ネット	吉村 智代	5号
	児童館利用団体	鶴田 美樹	5号

計25名

○朝霞市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日条例第51号

改正

平成26年3月31日条例第5号

平成29年12月20日条例第21号

平成30年9月28日条例第20号

令和5年3月27日条例第3号

朝霞市子ども・子育て会議条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、朝霞市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮って部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども・健康部こども未来課及びこども・健康部保育課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）

の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第21号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

朝霞市子ども・子育て会議部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、朝霞市子ども・子育て会議条例（平成25年9月27日条例第51号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、朝霞市子ども・子育て会議の部会の設置及び運営について必要な事項を定める。

(部会の所掌事務)

第2条 朝霞市子ども・子育て会議に部会を置き、条例第3条に掲げる事務に係る具体的取組とその推進方策について審議する。

2 部会の名称及び所掌事務は、別表のとおりとする。

(部会の組織)

第3条 部会は、委員11人以内で組織する。

(招集)

第4条 部会は、部会長が会長に諮って招集する。

2 部会長は、必要があるときは、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

(審議事項の報告)

第5条 部会長は、部会において審議した事項について朝霞市子ども子育て会議に報告する。

別表（第2条関係）

名称	所掌事務
保育園等運営検討部会	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに放課後児童クラブ（以下「保育園等」という。）の施設整備及び運営に関する事。○認可外保育施設に関する事。○その他、市長が必要と認める事。
保育園等利用者負担検討部会	○保育園等の利用者負担の検討に関する事。
子ども・子育て支援事業計画部会	○子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事。

令和5年度第1回朝霞市子ども・子育て会議

資料3

こども基本法の概要について

令和5年7月6日(木)午後2時から午後4時まで
朝霞市民会館(ゆめぱれす) 201会議室



令和5年4月1日

「こども家庭庁」が発足 「こども基本法」が施行

「こども」とは何歳までのことを指すのか？

こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています

子ども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全ての子どもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全ての子どもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全ての子どもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全ての子どもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ 子どもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難な子どもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、子ども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対する子ども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- 子ども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

子ども政策推進会議

- 子ども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、子ども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② 子ども施策の重要事項の審議・子ども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、子ども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、子ども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法が定めた目的

- ・すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため
- ・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として制定

目的（第1条）

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

こども施策とは

①こどもに関する施策

こどもの健やかな成長や、
結婚・妊娠・出産・子育て
に対する支援

②一体的に講ずべき施策

こどもや子育て家庭に関する
支援
・教育施策 ・医療施策 ・雇用施策

定義（第2条）

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

基本理念（第3条）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。



こども施策の6つの基本理念

- ① すべてのこどもは大切にされ、基本的人権が守られ、差別されないこと
- ② すべてのこども、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- ③ 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- ④ すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- ⑥ 子育てや子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

「こども大綱」は、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもの

少子化社会対策大綱	子供・若者育成支援 推進大綱	子供の貧困対策に 関する大綱
-----------	-------------------	-------------------

こども大綱（第九条）

一元化！

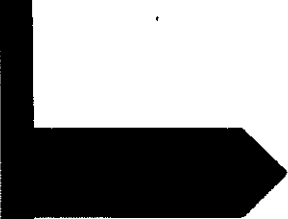
- (こども施策に関する大綱)
- 第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。
- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
 - 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
 - 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
 - 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
 - 6・7 (略)

都道府県子ども計画、市町村子ども計画（第10条）

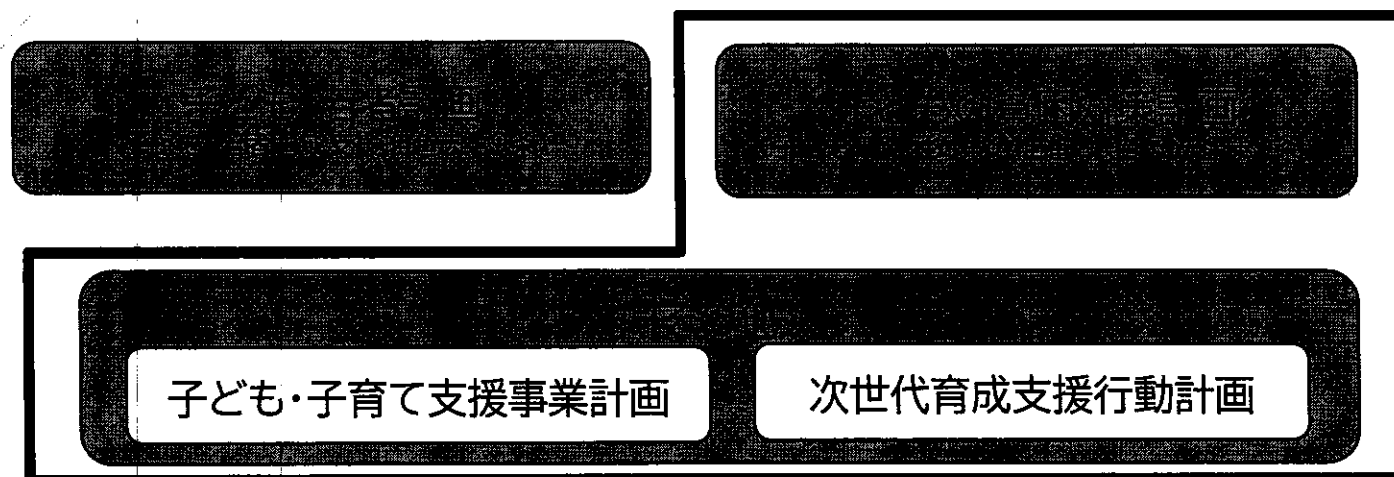
（都道府県子ども計画等）

- 第十条 都道府県は、子ども大綱を勧案して、当該都道府県における子ども施策についての計画（以下この条において「都道府県子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども大綱（都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画）を勧案して、当該市町村における子ども施策についての計画（以下この条において「市町村子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勧案して、市町村子ども計画を作成するよう、努力義務が課せられています



市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができます



★期待できること★

- ・区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと
- ・住民にとって一層わかりやすいものとする
- ・事務負担の軽減を図ること

第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画で包含しています



こどもの意見を反映させるために想定される手法

こどもや若者を
対象としてパブ
リックコメント
の実施


審議会・懇談会
等の委員等へ
のこどもや若者
の参画の促進

こどもや若者に
とって身近な
SNSを活用した
意見聴取など、
こどもや若者から
直接意見を聞く
仕組みや場づくり

こども等の意見の反映（第11条）

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。



第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画は、
子どもや若者の声を聴き、意見を反映し
策定していきます

参考資料：内閣官房子ども家庭庁設立準備室「子ども基本法説明資料」

令和5年度

	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画部会	保育園等運営検討部会 ※時期未定	保育園等利用者負担検討部会
令和5年7月6日(木)	第1回 ①委員委嘱 ②部会院選出 ③子ども基本法の概要説明 ④今後の会議の運営について ④第3期計画策定について 等			
令和5年7月20日(木)		第1回 ①部会長選出 ①部会の進め方、計画策定に関する国の動向 ②朝霞市の現状把握		
令和5年8月31日(木)	第2回 ①R4事業進捗管理・評価 ②部会での審議内容の報告			第1回 ①部会長選出 ②公営保育園の給食費について
令和5年9月下旬		第2回 ①子育て支援アンケート調査票案、子どもの生活に関する調査票案の検討		
令和5年10月		部会予備日:調査票案の検討		
令和5年11月～12月	「子ども大綱」発出 ※秋頃に「子ども大綱」が示される予定⇒冬頃に変更とのこと。			
令和5年12月	第3回 ①子育て支援アンケート調査票案、子どもの生活に関する調査票案の確定			
令和6年1月	第4回 ①R4事業進捗管理・評価			
令和5年12月下旬 ～令和6年1月下旬	アンケート実施			
令和6年1月上旬 ～下旬	ヒアリング実施 ※ 子どもの声を聴く機会を可能な限り設ける。			
令和6年2月上旬	第5回 ①R4実施事業進捗状況報告書の確定 ②アンケート調査結果、ヒアリング調査結果 速報			

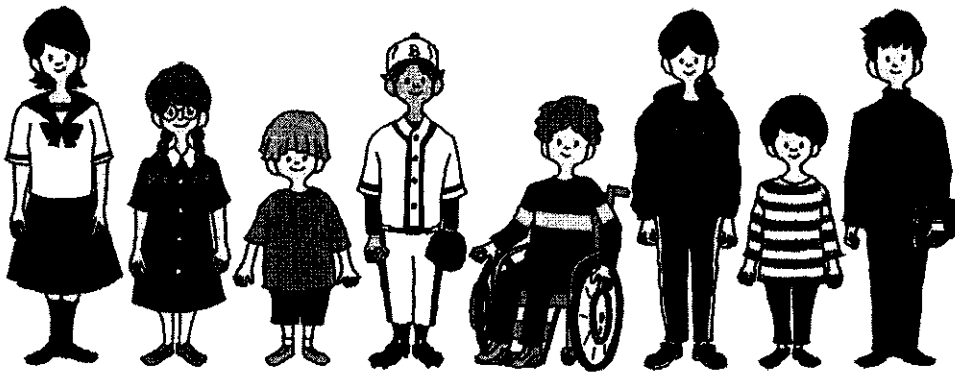
子ども・子育て会議と第3期子ども・子育て支援事業計画策定の流れ(案)

令和6年度

	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画部会	保育園等運営検討部会 ※時期未定	保育園等利用者負担検討部会 ※時期未定
令和6年5月	第1回 ①今後の会議の進め方説明 ②アンケート結果報告、ヒアリング調査結果の報告 ③今後の第3期計画策定スケジュールの説明			
令和6年7月中旬		第1回 ①朝霞市の現状と第2期計画の振り返り(アンケート結果等を踏まえ) ・現状と課題の確認 ・第2期計画の振り返り ・第3期計画に向けた方向性の検討 ②第3期計画骨子案について検討		
令和6年7月下旬	第2回 ①R5事業進捗管理・評価 ②部会での審議内容の報告 ③第3期計画骨子案の確定	議会予備日:骨子案の検討		
令和6年8月上旬				
令和6年10月上旬		第2回 ①第3期計画の素案の検討		
令和6年10月下旬		第3回 ①第3期計画の素案の検討		
令和6年12月	第3回 ①R5事業進捗管理・評価 ②第3期計画素案の確定について パブコメにかける素案の確定			
令和7年1月	パブコメ・職員コメントの実施			
令和7年1月中旬 又は下旬	第4回 ①第3期計画案について ・パブコメの結果、職員コメントの結果について ②R5事業進捗状況報告書について			
令和7年3月	第3期計画の策定(完成)			

すべての子ども・おとなに知ってほしい

子ども 基本法 とは？



こどもまんなか
こども家庭庁

はじめに

「こども基本法」をご存じでしょうか？

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。
そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、
社会全体で支えていくことがとても重要です。

こども基本法は、こうした社会を目指して
こどもや若者に関する取組を進めていくための
基本となる事項を定めた法律です。

令和5年4月に、こども家庭庁が創設されるのと同時に、
こども基本法が施行されます。

ぜひこのパンフレットで「こども基本法」のことを知っていただき、
「こどもまんなか社会」を、みんなで一緒につくっていきましょう。



もくじ

- そもそもどんな目的でこの法律がつけられたのですか? P04
- 「こども施策」ってどのような取組をするのですか? P05
- 「こども」とは、何歳までのことですか? P06
- こども施策を決める上で大切なことはありますか? P07 P08
- 「児童の権利に関する条約」について P09 P10
- こども施策にこどもや若者の意見を取り入れたほうがいいのでは? .. P11
- こどもや若者が意見を言う機会や場はありますか? P12
- こどもや若者から聴いた意見はどのように反映されますか? .. P13 P14
- でも、こども施策って本当にしっかり取り組んでくれますか? P15
- こども基本法のことを、もっと多くの人たちに P16
知らせたほうがいいのではないのでしょうか?

それでは、
こども基本法
について説明します！



Q. そもそもどんな目的でこの法律がつけられたのですか？

A

すべての子どもや若者が将来にわたって
幸せな生活ができる社会を実現するため、子ども基本法がつけられました。
子ども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など
社会全体で子どもや若者に関する取組「子ども施策」を進めていきます。
これからは、国や都道府県、市区町村が、この基本法の内容にそって、
子どもや若者に関する取組を行っていきます。



もっと
知りたい人は
こちら！

子ども基本法：第1条(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び子ども施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども政策推進会議を設置すること等により、子ども施策を総合的に推進することを目的とする。

Q. 「こども施策」って どのような取組をするのですか？

A

以下のような取組をしていきます。

- ・大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること（例えば、居場所づくり、いじめ対策など）
- ・子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること（例えば、働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など）
- ・これらと一体的に行われる施策（例えば、教育施策、雇用施策、医療施策など）
 - ・教育施策：国民全体の教育の振興など
 - ・医療施策：小児医療を含む医療の確保・提供など
 - ・雇用施策：雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など



こどもの成長



子育て

これらのこどもや若者に関する取組のことを
「こども施策」といいます。

もっと
知りたい人は
こちら！

第二条（略）

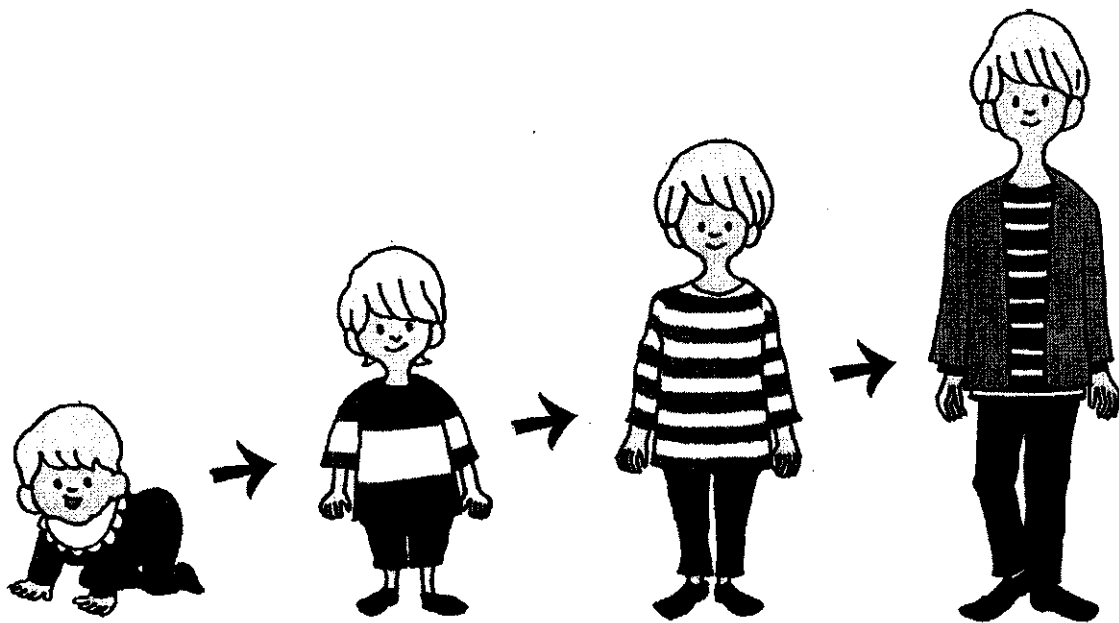
2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

Q. 「こども」とは、 何歳までのことですか？

A

こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。



もっと
知りたい人は
こちら！

こども基本法：第2条（定義） ※条文を一部抜粋

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
2（略）

Q. こども施策を決める上で大切なことはありますか？

A

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

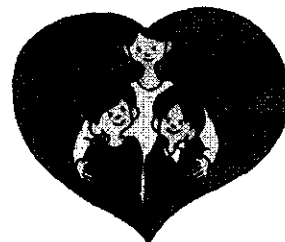
1

すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。



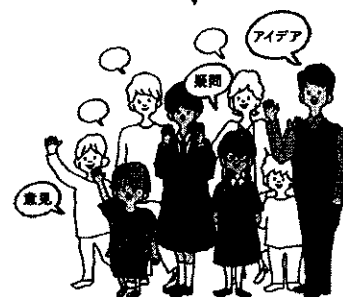
2

すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、
平等に教育を受けられること。



3

年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。



もっと
知りたい人は
こちら！

こども基本法 第3条(基本理念) ※条文を一部抜粋

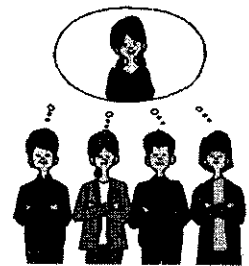
第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

Q. こども施策を決める上で大切なことはありますか？

4

すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。



5

子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。



6

家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



もっと
知りたい人は
こちら！

こども基本法：第3条（基本理念）※条文を一部抜粋

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

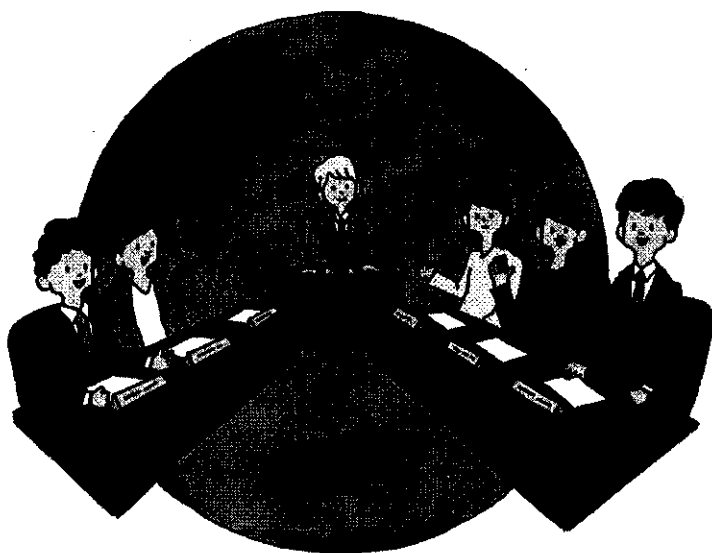
「児童の権利に関する条約」について知っておこう! ①

児童の権利に関する条約

この条約は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。

18歳未満の児童(こども)を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

この条約には、4つの大切な考え方があり、こども基本法を知る上でとても大切になります。詳細な内容は次のページにまとめています。



「児童の権利に関する条約」について知っておこう! ②

児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則

生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「子どもの権利条約」(日本ユニセフ協会ホームページ)はこちら
URL: https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_jg.html



Q. こども施策にこどもや若者の意見を取り入れたほうがいいのでは？

A もちろん、こどもや若者の意見を聴きながら、
国や都道府県、市区町村は、こども施策を進めていきます。



もっと
知りたい人は
こちら！

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

Q. こどもや若者が意見を言う機会や場はありますか？

A

こどもや若者のみなさんが意見を言える場や仕組みづくりとして以下のような方法を想定しています。

- ・インターネットを使ったアンケートを実施すること
- ・行政の職員が直接会って、意見を聴くこと
- ・審議会などへのこどもや若者の参画
- ・こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施
(国や地方自治体が規則などを決めるときに、広く意見を募集すること)



もっと
知りたい人は
こちら！

こども基本法：第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

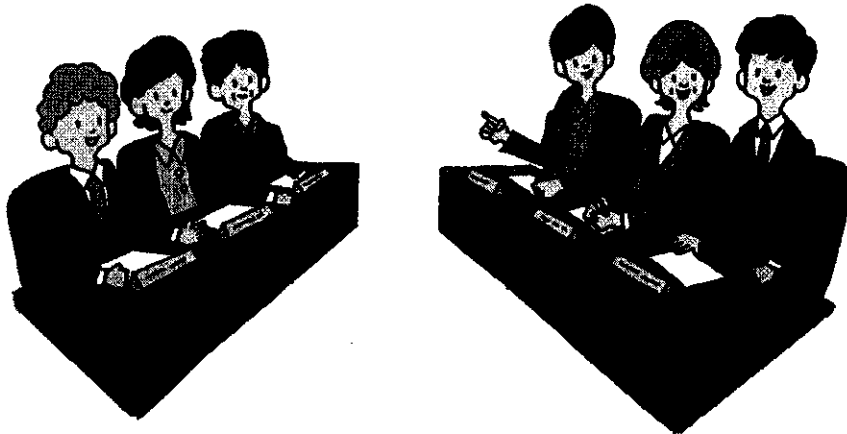
Q. こどもや若者から聴いた意見は どのように反映されますか？

A

こどもや若者のみなさんから聴いた意見を大事にして
こども施策を進めていきます。

例えば、こどもや若者から聴いた意見をこども家庭審議会などに
届けたりしていきます。

そして、国や都道府県、市区町村は、施策の目的を踏まえ、
こどもや若者の意見が実現できるかどうかを考えながら、
こども施策に取り組んでいきます。



もっと
知りたい人は
こちら！

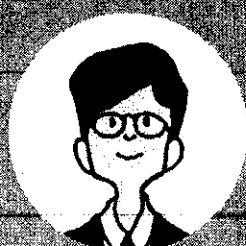
第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こどもや若者の声を聴きながら、
すべてのこどもや若者が幸せに暮らせる社会に
していきます。

こどもや若者が自分の意見を
言う機会や場をつくるんだね!



WebやSNSを活用した
意見聴取はこどもや若者にとって
身近でいいね!



こどもや若者の意見を
聴きながら、どう取り組んで
いくのか、考えられていくのね!

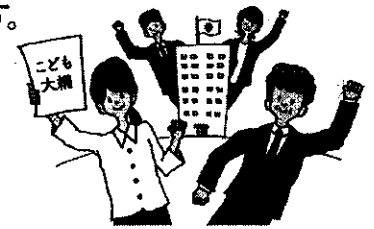
こどもや若者の声がこども施策に
反映されてることで、こどもや若者が
より暮らしやすい社会になっていくね!

Q. でも、こども施策って本当に しっかり取り組んでくれますか？

A

こども家庭庁に特別の機関として総理大臣をリーダーとする「こども政策推進会議」が置かれ、こどもの意見を取り入れながらこども施策の基本的な方針(こども大綱)をつくります。

この、基本的な方針をもとに、都道府県や市区町村が「こども計画」をつくり、社会全体でこども施策に取り組んでいきます。



もっと
知りたい人は
こちら！

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2~7 (略)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3~5 (略)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二~四 (略)

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

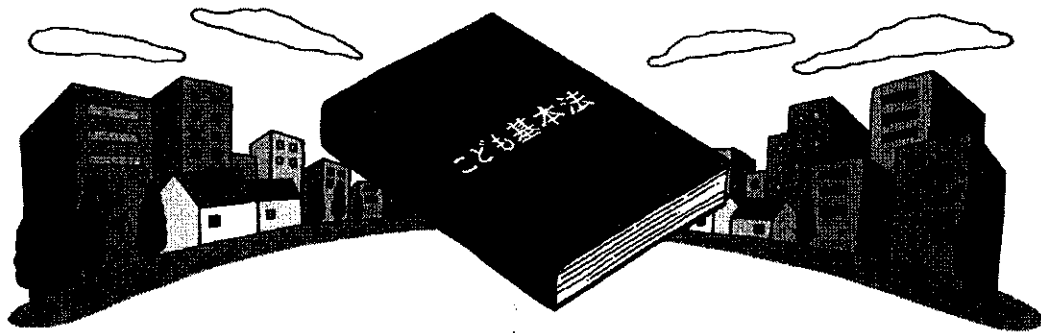
3 (略)

Q.

こども基本法のことを、もっと多くの人たちに知らせたほうがいいのではないのでしょうか？

A

はい。こども施策は社会全体で取り組んでいくことが必要です。
だから、こどもや若者のみなさんはもちろんのこと、
大人のみなさんにも知ってもらうことが大切です。
こども基本法はまだできたばかりです。
これからもっとたくさんの人に周知していくために、
こども家庭庁が中心となって広報活動などを行っていきます。



もっと
知りたい人は
こちら！

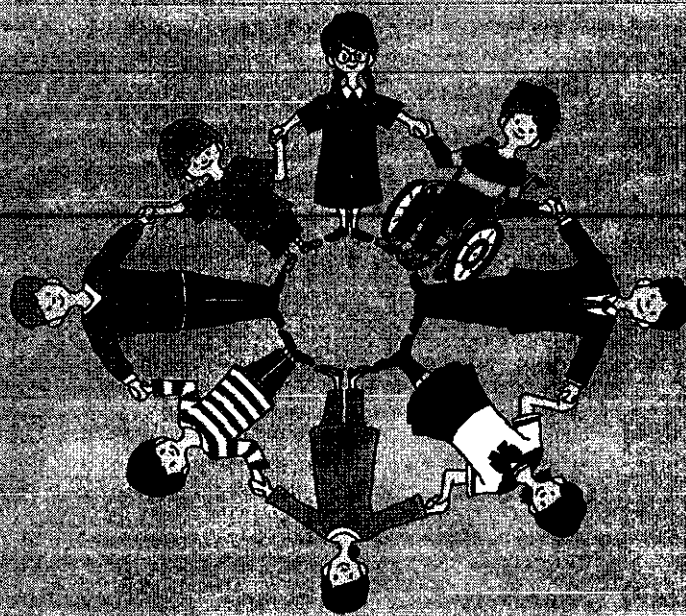
第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、
国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、
広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

最後まで読んでいただき
ありがとうございました!

「こども基本法」について
興味を持っていただけたでしょうか?

国や都道府県、市区町村で
しっかりこども施策を進めていきます。
こどもも大人も、みんなが幸せな生活を
送ることのできる「こどもまんなか社会」を
つくっていきましょう!



もっと詳しいことが知りたい人はこちら

※PDFでは  がある場所はクリックでアクセスできます。

こども基本法説明資料



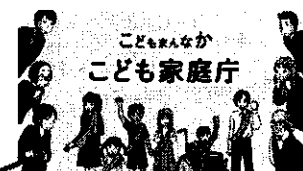
こども基本法やこども家庭庁について、
かんたんにわかる動画もあります。

「こども基本法」の動画はこちら！

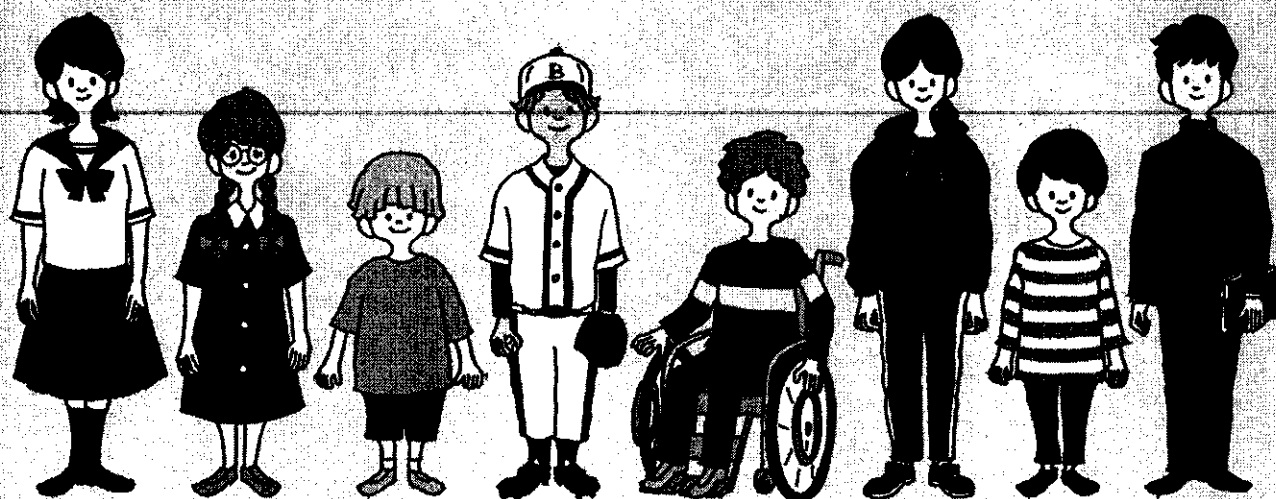
「こども家庭庁」の動画はこちら！



<https://youtu.be/ZNb80TAHeGc>



<https://youtu.be/kXnUUA-voFM>



こどもまんなか

こども家庭庁

待機児童数について

○令和5年度待機児童についての報告

<令和5年度>

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
申請数	358	547	157	137	18	12	1,229
保留者	67	116	34	9	1	0	227
待機児童	0	8	1	0	0	0	9
空き状況	21	4	5	31	67	106	234

<令和4年度>

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
申請数	332	499	174	156	15	16	1,192
保留者	56	129	58	18	2	2	265
待機児童	0	11	6	4	0	0	21
空き状況	22	1	0	3	71	78	175